

第9回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議

- ・日時

令和7年3月17日（月）午後3時30分～

- ・場所

大阪市役所 5階 特別会議室

事務局

- ・こども青少年局企画部企画課
- ・教育委員会事務局総務部教育政策課

次 第

開 会

- ・プロジェクトチームリーダー（副市長）あいさつ
- ・会議出席者の紹介

議 事

1. 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ
 2. ヤングケアラー支援の法制化を受けた本市の対応について
 3. ヤングケアラーへの支援策について（令和7年度予算要求事業）
 4. ヤングケアラーへの支援策について（その他）
- <参考：これまでのプロジェクトチームの取り組み一覧（概要）>

資 料

P1 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ

P4 ヤングケアラー支援の法制化を受けた本市の対応について

P11 ヤングケアラーへの支援策について（令和7年度予算要求事業）

P19 ヤングケアラーへの支援策について（その他）

P27 <参考：これまでのプロジェクトチームの取り組み一覧>

参考資料

参考資料1 ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム設置要綱

参考資料2 第9回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議出席者名簿

1. 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み といてまとめ

有識者から頂いた主な意見

令和7年度予算要求事項

支援策・取り組み
(令和7年度・6年度共通)

1. 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

継続

ヤングケアラー支援推進事業
〔R7 予 5百万円〕
〔R6 予 2百万円〕

すべての領域において、初めは基礎的なこと、次に学校現場・福祉現場の支援のあり方のように段階を踏んで、周知・啓発を行っていくことで、社会がまず認識することが必要

こどもたち自身を含め、市民、地域
の関係者、福祉・介護等関係機関な
どへヤングケアラーについて、社会
的認知度の向上を図る

相談するのではなく、安心して話せる環境を作ることが必要

◎ホームページによる周知・啓発
◎広報啓発ポスター等掲示・リーフ
レット配布【P19～21】
各区役所設置の相談窓口の周知など

◎広報啓発用動画、デジタルサイ
ネージを活用

◎こどもたち自身の認知度向上に向
けた周知、啓発
『自分と家族の味方（ミカタ）をつ
くるブック』の配布【P19】

◎介護サービス事業者等への周知・
啓発 【P22】
◎関係職員、関係機関等への研修、
周知 【P22】

◎各計画に「ヤングケアラー支援の
取組み」を明記【P23～25】
・大阪市こども計画
・大阪市地域福祉基本計画
・大阪市高齢者保健福祉計画・介護
保険事業計画
・大阪市障がい者支援計画・障がい
福祉計画・障がい児福祉計画

2. ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

拡充

スクールカウンセラー事業
【P11】

〔R7予 151百万円〕

継続

〔R6予 143百万円〕

ヤングケアラー支援推進事業
(スクールソーシャルワーカー事業)

〔R7予 200百万円〕

継続

〔R6予 200百万円〕【P12】

学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、現行の仕組みを活かし、そこに「ヤングケアラー支援」という視点を取り入れることで取り組みをさらに強化する

◎スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育現場への支援を実施

ヤングケアラーがいる家庭への家事、育児のサービスを整備していくことが必要

家事・育児訪問支援事業
【P13～14】

〔R7予 57百万円〕

〔R6予 60百万円〕

◎要保護・要支援家庭（ヤングケアラーがいる家庭を含む）に対する家事・育児支援を実施（令和5年10月～）

◎厚生労働省からの通知（ヤングケアラーの支援にかかる留意事項等）を周知
適切な福祉サービス等の運用への理解促進 など

3. ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

学習支援や居場所づくりで、ヤングケアラー支援という視点で構築していただくことが必要

◎学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取組【P26】

特に、ヤングケアラーと思われる生徒に関する情報共有、配慮や対応の方法に関するルールづくりを行い、組織として取り組むことが必要

◎サポーター職員による放課後の学習支援【P26】

◎デジタルドリルの更なる活用【P26】

4. コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

継続

寄り添い型相談支援事業
〔R7予 39百万円〕
〔R6予 37百万円〕【P15】

◎SNSによる相談支援（ピアサポート）等

継続

外国語通訳派遣事業
〔R7予 2百万円〕
〔R6予 2百万円〕
【P16～17】

◎外国語通訳派遣
(令和5年8月～)

ヤングケアラーの相談窓口を行政の中に作っていく、または、明確化することが必要

ヤングケアラー相談窓口
(令和3年12月～)

5. 多職種連携を進める仕組みづくり

ヤングケアラーとその家族の背景には複合的な課題が潜むケースが考えられ、例えば、世帯の貧困問題や、児童虐待や不登校、ひきこもりという現象が、子どものケアと密接に関係している可能性がある

◎総合的な相談支援体制の充実事業
(総合的な支援調整の場（つながる場）)

ヤングケアラーという側面はもとより、複合的な課題に対し、学校、多職種、地域がチームとなって取り組む視点が求められる

◎要保護児童対策地域協議会 など

2. ヤングケアラー支援の法制化を受けた本市の対応について

令和6年6月5日「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」可決・成立

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策に実施に必要な措置などが講じられた。

■ 主な改正内容

児童手当の抜本的拡充

こども誰でも通園制度の創設

ヤングケアラー支援の法制化

子ども・子育て支援金制度の創設 等

これらの施策を進めるため、児童手当法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法、子ども・若者育成支援推進法等が改正された。

子ども・若者育成支援推進法で、国・地方公共団体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記された。

子ども・若者育成支援推進法の基本理念を定めた法第2条第7号において、ヤングケアラーについて、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」と定義された。

こども家庭庁の施行通知等を確認し、本市施策を検証

令和6年6月12日付で発出

* 施行通知と同時に、生活保護・ひとり親・教育委員会・精神保健福祉・介護保険・障がい福祉サービス等の国の各所管課から、ヤングケアラーを把握した場合の対応等についての通知も発出
(本市各所管課から各区所管課へ送付済)

ヤングケアラー支援の強化にかかる施行通知のポイント①

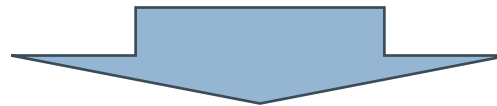
令和6年6月12日付けこ支庁第265号こども家庭庁支援局長通知

【定義】

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。
- 「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

【支援の対象年齢】

- こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。



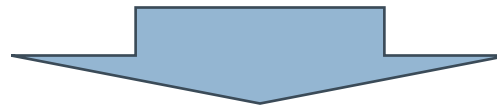
ヤングケアラーの対象を「子ども・若者」と定義された

ヤングケアラー支援の強化にかかる施行通知のポイント②

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

【具体的な支援のあり方（ヤングケアラーの把握）】

- まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査を実施することが必要。
- 特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村（こども家庭センター）から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効。
- ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要。特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定
- 市区町村におけるヤングケアラーの把握のための調査は、定期的な実施が望まれる。（少なくとも年に1回程度）



ヤングケアラーを把握するための調査が必要（少なくとも年に1回程度）

ヤングケアラー支援の強化にかかる施行通知のポイント③

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

【具体的な支援のあり方（ヤングケアラーへの支援）】

・ 18歳未満の支援

要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、サポートプランの作成に向けた働きかけを丁寧に行う。

・ 18歳以上の支援

特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において体制を整備。

年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことを期待。

・ 実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表

各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（サポートプラン作成状況を含む）は、こども家庭庁より定期的に照会・公表。



18歳未満は市町村が支援を実施。

18歳以上は都道府県が体制を整備するが、具体的な支援の段階においては市町村が中心的な役割を果たす。

（市町村における把握・支援の実施状況は定期的に照会・公表）

国施行通知を受けた、本市の対応について

本市が取り組んできたヤングケアラー支援と、国の方向性は一致しているが、一部対応が必要な点がある。

論点1 いわゆる「若者ケアラー」について

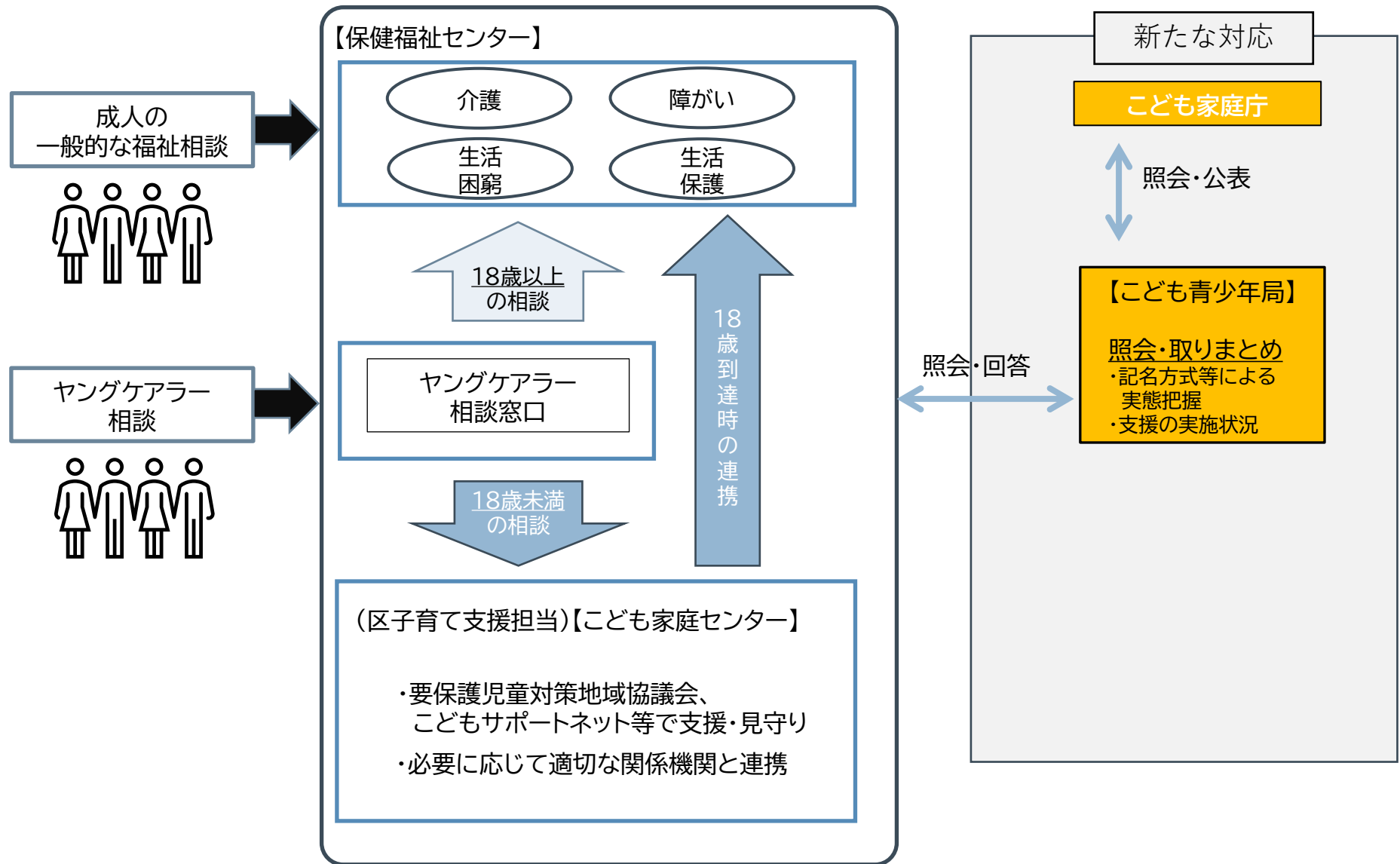
本市では、これまでも若者ケアラーについても各区の関係する担当で支援を実施している。
ただし、支援を実施している担当で、ヤングケアラーとしての把握が体系的になされていないと思われるので、その把握が必要。

論点2 ヤングケアラー把握のための調査（少なくとも年1回程度の記名式等調査）

本市では、市立小中学校の全生徒に対して、スクリーニングシートを活用した状況把握を実施しており、すでに国の求める調査は実施している。
その上で、高校生以降も必要な支援を実施している場合は、その把握が必要。
(広く高校生に対する調査は大阪府が実施)



支援の内容は変わらないが、各区におけるヤングケアラー全体の把握が必要



【ヤングケアラーの定義】

「家族の介護その他の日常生活上の世話（※）を過度に行っていると認められる子ども・若者」

➡ こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す。

※ 「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる

本市におけるヤングケアラー相談等の件数

把握の手法	人数	摘要
・こどもサポートネットでの把握	214人 *	・令和6年10月末時点 ・全児童・生徒を対象にスクリーニングを実施し、YCの疑いがあるケース数
・各区相談窓口での新規相談ケース数	222人 *	
(内訳) ・令和4年度	82人	・令和7年1月末時点
・令和5年度	81人	
・令和6年度	59人	

*** 重複して計上されていることに留意が必要**

3. ヤングケアラーへの支援策について（令和7年度予算要求事業）

ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

① スクールカウンセラー事業

こども青少年局

拡充

R7予算 151百万円

（Ⅰ）スクールカウンセラーの体制充実（相談しやすい環境の整備）

令和3年度

- ・ 中学校全校に配置
週1回以上活動
- ・ 小学校220校に派遣、
6週に1回以上活動

ヤングケアラー支援のため
3年間（R4～R6）で
83人増員

令和6年度

- ・ 中学校全校に配置
週1回以上活動
- ・ 小学校全校に配置、
概ね2週に1回以上活動

家庭の悩みに関する相談回数

令和5年度 6,065回

令和4年度 5,404回

（Ⅱ）スーパーバイザーの配置

スクールカウンセラーの資質を向上させ、課題を抱えるこどものアセスメントを充実させるため、スクールカウンセラーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを新たに5人配置する。

②ヤングケアラー支援推進事業（スクールソーシャルワーカー事業）

R7予算 200百万円

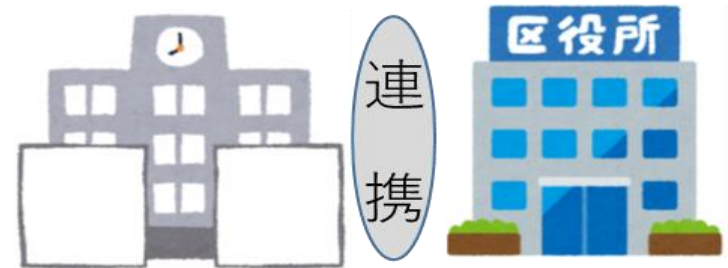
本市中学生対象の実態調査結果を踏まえ、ヤングケアラーの早期発見と支援を充実させるため関係機関等との連携や、教育的支援を担うSSWについて、引き続き、**32人**を各区役所へ配置

（Ⅰ）支援の取組

- こどもサポートネットのスクリーニング会議Ⅱにおけるフローチャートを活用したヤングケアラーに係るアセスメント及び支援方針・支援計画の検討
 - スクリーニングシートの項目が該当している児童生徒及び、他のスクリーニング情報によりヤングケアラーの疑いがある児童生徒を、スクリーニング会議Ⅱにて情報共有やアセスメントなどを実施
- チーム学校の一員としてヤングケアラーの早期発見及び支援に係る教員への助言
 - 教員が気づくための知識や視点を助言
- スクールカウンセラーとの連携を強化
- 支援機関への適切なつなぎ →自立支援サービス、生活保護、こども食堂などへ

（Ⅱ）支援における課題

- 教職員の気づきによる早期発見（ヤングケアラーの洗い出し）が十分にできていない
- SSWによる学校におけるヤングケアラーの洗い出しへの気づきや視点の習得等に資する研修等の実施が不十分だった



（Ⅲ）対応策

- こどもサポートネットにおけるスクリーニングが進むよう、学校へ教員向けの研修資料を配付
- 教職員への説明・助言が進むよう、SSW研修を改善

③家事・育児訪問支援事業

R7予算 57百万円

事業内容

- ・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、家事・育児等を支援することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止する。
- ・本事業の活用を契機に、既存の福祉サービスにつなげる。
拒否的な家庭に対して支援に入ることで、福祉サービスを受け入れる下地を作る。

対象家庭

0～18歳の児童がいる家庭のうち

- ・家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭
- ・ヤングケアラーが過度な家事や育児等のケアを担っている家庭
- ・その他、区保健福祉センター所長が特に支援が必要と認める家庭

※対象世帯からの申請ではなく、各区役所で対象世帯を選定し、支援導入を決定
※約100世帯を想定

支援内容

- ・家事支援（食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物 など）
- ・育児支援（授乳・食事の介助、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援 など）

【支援頻度】 1週間に2時間程度（1回30分以上）

【支援期間】 原則として3か月以内、継続する場合は延長の可否を検討

利用負担額

なし（無料）

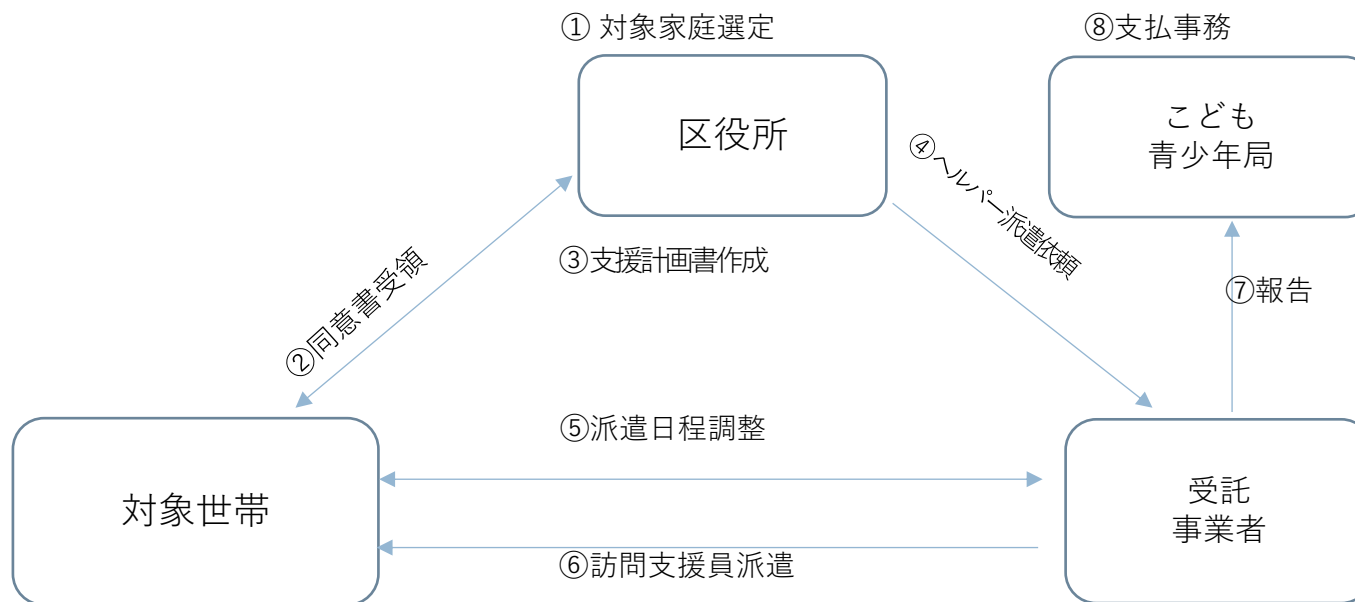
※国は一部利用者負担を想定しているが、本市は全対象世帯について利用者負担なし

事業開始

令和5年10月～

令和6年12月分実績 87世帯
令和6年度予算 120世帯(1か月あたり) 想定

事業フロー



受託事業者

41事業者（各区6～12事業者）

（うち、全市対応事業者：5事業者）

※令和6年12月末時点

・障がい事業者	4事業者
・介護事業者	3事業者
・介護・障がい事業者	28事業者
・その他（家事代行業者等）	6事業者

コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

こども青少年局

継続

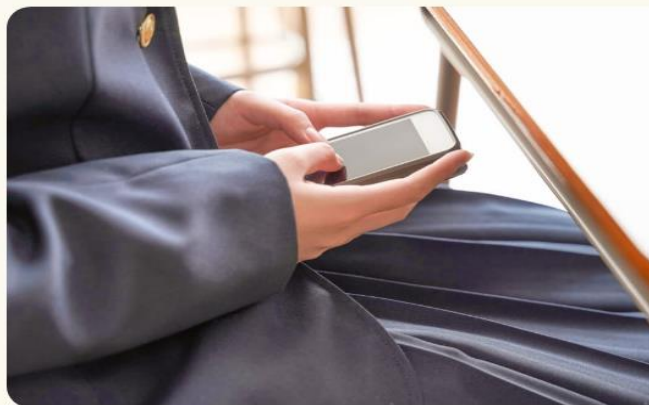
①寄り添い型相談支援事業

R7予算 39百万円

LINE・メール・電話・対面・同行支援などによる相談支援（ピアサポート）や元当事者が参加するオンラインサロンの開催、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者向けイベントの開催などを実施

(元)ヤングケアラーや
社会福祉士等の専門職が
話を聞きます。

秘密は必ず守り、聞いた話が他の人に知られることはありません。
安心して相談してください。
相談したいことがわからなくても大丈夫。まずはお話ししましょう。
教員や専門職からの相談も受け付けます。



(実績)

令和5年度

- ・相談受付・対応件数 のべ2,602回
- ・レスパイトイベント 3回開催

令和6年度(1月末時点)

- ・相談受付・対応件数 のべ3,427回
- ・レスパイトイベント 毎月開催

心から安心できる居場所
オンラインサロン

中高生ヤングケアラーたちが集まり、
交流する場としてオンラインサロンをしています。
「ひとりじゃない」と思える、安心して話しができる場所です。



あなたのなやみやモヤモヤ、
私たちが一緒に考えます

お悩み相談受付

メール・SNS相談

電話相談

対面・オンライン相談

メールやLINEからの相談を受け付けています。

相談は24時間受付ですが、

返信対応の時間帯は開所時間のみとなります。(平日10:00～18:00)

②外国語通訳派遣事業

こども青少年局

継続

R7予算 2百万円

日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている方を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を実施

利用できる手続き等

市内の①～⑥のうち、対象者が指定する場所で通訳者が同行して通訳を行い、円滑な意思疎通を図る。

①行政機関（区役所等）：窓口相談、福祉サービスの手続き、就労ビザの更新手続き等

（対象者が本事業を利用申請する際の通訳を含む。）

②医療機関：窓口、受付、診察、会計、予約などの手続き等

（病院、診療所、薬局等） ※手術などのリスクが高い通訳は除く。

③教育機関：入学、進学の手続き等

④福祉サービス事業所：福祉サービス（通所系）の利用時等

⑤自宅：ケアプランやサービス利用支援作成時の面談

家事育児訪問支援事業や福祉サービス（訪問系）の利用時等

⑥その他本事業の目的に沿っているもの

※仕事、宗教、政治、法人や団体の活動、娯楽のための通訳派遣・同行は不可

通訳言語

中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語及びタガログ語

費用負担及び利用上限

費用負担なし 利用上限なし

令和5年8月事業開始

令和5年度実績 6回

令和6年度実績 34回(R7.2月末)

外国語通訳派遣事業の利用実例

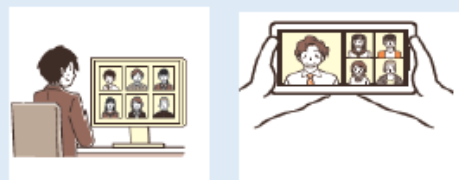
YCの年齢区分	中学生	中学生
ケア（通訳）の相手	母	母
言語	中国語	タガログ語
概要 判明の経緯	❑ 本児の姉が支援学校へ通学と放課後デイサービス利用 ❑ 放課後デイサービス事業所より区役所へ本児が通訳を担っていると連絡があり判明	❑ 母子世帯（本児と母） ❑ 生活保護CWから区こども家庭センターへ連絡により判明
通訳の利用実績	❑ 障がい福祉サービスの手続き（保健福祉センター） ❑ 学校での懇談（姉の進路等）	❑ 在留資格の更新（入国在留管理局） ❑ 本児高校進学用教育支援資金貸付の相談（社会福祉協議会） ❑ 債務整理相談（法律相談センター）

（他ケースの利用実例）

- ❑ きょうだいの保育所入所手続きへの同行
- ❑ きょうだいの発達相談、療育手帳の判定検査への同行
- ❑ 通院、受診時への同行

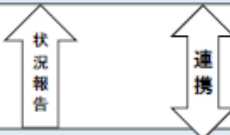
寄り添い型相談支援事業

- ・ピアサポート
LINE等でこどもの悩みを聞く。
- ・オンラインサロン
同じような立場の方と出会い交流する場



行政

PT会議（副市長、こども青少年局長、教育次長、福祉局長、健康局長、担当区長）



区役所

各区ヤングケアラー相談窓口

福祉サービスの検討
地域資源の紹介

外国語通訳派遣事業

児童相談所

相談窓口

児童相談所相談専用ダイヤル
24時間子どもSOSダイヤル 等

こども相談センター

地域



こどもを見守る

民生委員・児童委員

チーム学校（市立小・中学校）

スクールカウンセラー事業

- ・ヤングケアラーの生徒が抱える家庭の悩みなどの相談を受ける



校長

教員

スクールソーシャルワーカー事業

- ・ヤングケアラーの生徒に係るアセスメント及び支援方針の検討
- ・ヤングケアラーの発見及び支援に係る教職員への助言

当事者 及び 家族

福祉サービスに係る相談支援機関 福祉サービス事業所・医療機関



身体介護

生活（家事）援助

通院の介助

区役所の認定等に基づき、福祉サービスを提供

○法定給付

- ・障がい福祉サービスの提供（同居の家族介護者がヤングケアラーである場合には、その負担を配慮する等の国通知あり）
- ・介護保険サービスの提供（上記と同様の視点で今後進められる予定）

家事・育児訪問支援事業

訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施

4. ヤングケアラーへの支援策について（その他）

こども青少年局

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

①市民や地域の関係者、福祉・介護等関係機関等の社会的認知度の向上を図る

○大阪市広報誌（令和4年度には6か月連続掲載を実施）

○『自分と家族の味方（ミカタ）をつくるブック』の配布

ヤングケアラーを支援

家族のお世話で悩んでいませんか？

「ヤングケアラー」とは、家族の介護や日常生活の世話を過度に行っている子ども・若者のことです。



同じような悩みを抱えていた、
もとヤングケアラーとお話してみませんか？

相談や
参加方法など
詳しくはこちら



ピアサポート

- LINEや☑、☎などにより、ヤングケアラーの悩みや困りごとの相談を、もとヤングケアラーや社会福祉士などがお聴きします。
- 友人や自分、家族のことなど何でもお話しできます。
- 希望に応じて区役所等の窓口に行き、手続きのサポートを行います。

相談受付時間

LINE、Eメール……24時間
電話…平日10:00～18:00



オンラインサロン レスパイトイベント

- もとヤングケアラーが聞き手となるヤングケアラー同士の交流の場です。
同じような立場の方と出会い、交流することで、抱える悩みの負担を少しでも軽くします。
- オンラインゲーム会や夏祭りなど、ほっと一息つけるイベントも開催しています。
- 月1回2時間程度の開催です。話を聞くだけでの参加もできます。



○ポスター掲示・リーフレット配布



本当は羨ましい

そんな気持ちを隠したヤングケアラーが
たくさんいます



○令和6年度
ヤングケアラー支援啓発ポスター

大阪市長賞

掲示場所：市役所 1 階東側ロビー



掲示場所：大阪市社会福祉研修・情報センター



○ヤングケアラーを含むケアラー支援全体への周知啓発

<令和6年度 主な実績>

- ・市内小・中・高校や幼稚園・保育所に対し、チラシを送付
- ・地下鉄（22駅）駅構内共用掲示板やイオングループ系列店舗（53か所）にてポスター掲出 など

○「知ってください、ケアラーのこと」ポスター・チラシ



○市役所正面玄関ホールにて「介護の日」(11月11日) 展示と合わせた啓発



※地域包括支援センターなどの関係機関に対し、チラシの配架依頼に併せて、ケアラー支援に関する感度向上に向けた研修を実施

②介護サービス事業者等への周知・啓発

福祉局

○障がい福祉サービス事業者や介護サービス事業者への周知・啓発

- 事業所への実地（運営）指導時に、ヤングケアラーに関するビラの配布や相談窓口の案内を実施
 - ・事業所数: 1,335事業所（令和6年11月末実績）

③関係職員、関係機関等への研修、周知について

こども青少年局
福祉局

○令和6年度保健福祉センター新任職員研修

○令和6年度子育て支援室新任職員研修

○令和6年度ヤングケアラー支援担当職員等向け研修

○総合的な相談支援体制の充実事業担当者を対象に研修

○一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟加盟施設職員研修

※こども家庭庁支援局虐待対策課参加

○住之江区青少年育成推進大会での講演

○学校と相談支援機関の連携に向けSSWや教職員にヤングケアラー支援につながる相談支援機関について周知（令和4年度～）



④各計画への位置づけ状況

福祉局・こども青少年局

○ヤングケアラーを含む家族介護者への支援の必要性や関係機関との連携の重要性等について記載

- ・第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

○ヤングケアラー・ケアラー支援に関する周知・啓発の必要性やヤングケアラーを含む世帯への支援事例などについて記載

・大阪市こども計画

ヤングケアラー支援をライフステージを通して対処すべき課題の重点施策に位置付け

- ・第3期大阪市地域福祉基本計画

(計画本文より抜粋)「支援を必要としているヤングケアラー・ケアラーに気付けるよう、周知・啓発に取り組むことで社会的認知度の向上を図り、相談につながるよう支援」

⑤適切な福祉サービス等の運用への理解促進

福祉局

○ヤングケアラーを含む家族介護者に対する支援の重要性など、介護支援専門員に求められる役割の理解促進を図るため、国において介護支援専門員研修(実務研修)カリキュラムを改正(・改正時期:令和5年4月　・実施時期:令和6年4月～)

大阪市こども計画の位置づけ

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。
関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。
本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。

基本構想

教育振興基本計画
【R4～R7】

ひとり親家庭等
自立促進計画
【R7～R11】

社会的養育
推進計画
【R7～R11】

大阪市未来都市
創生総合戦略
【R6～R10】

生涯学習大阪計画
【R4～R7】

地域福祉基本計画
【R6～R8】

障がい者支援計画
【R6～R11】
第7期障がい福祉計画
【R6～R8】
第3期障がい児福祉計画
【R6～R8】

自殺対策基本指針
(第2次)
【H30～R9】

こども計画

- こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に、次の計画を一体のものとして策定

- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画 ※
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

※ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画については、別途強ちに施策を推進する必要があるため、本計画の別冊として「大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)」を策定

- 関連する他の計画については、整合性を図り、相互に協力・連携

Re-Designおおさか
～大阪市DX戦略～
【R5～R22】

男女共同参画
基本計画
【R3～R7】

副首都ビジョン

区将来ビジョン

健康増進計画
「すこやか大阪21(第3次)」
【R6～R17】
第4次食育推進計画
【R6～R17】

ひとにやさしい
まちづくり
【H5～】

安全なまちづく
り基本計画
【H14～】

その他関連分野の計画
(読書活動、住宅、
公園、緑化、環境、
スポーツなど)

基本施策3 ライフステージを通して対処すべき課題を解決するための仕組みの充実

施策1 こどもの貧困対策を推進します

【重点施策】 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します

【重点施策】 障がいのあるこどもと家庭への支援

施策3 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します

【重点施策】 外国につながるこどもと家庭への支援

施策4 ヤングケアラーへの支援を推進します

【重点施策】 ヤングケアラー支援の推進

施策5 こども・若者の自殺対策

施策6 こども・若者が犯罪に遭わないための環境をつくれます

ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

①学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取組

教育委員会事務局

- 各区役所と連携しながら、スクリーニング会議における情報共有や支援方針・支援計画の検討等を実施
- ヤングケアラーを早期に発見するため、スクリーニング項目の更なる追加
 - ・家庭状況の欄に「家族の世話」「家事分担」という項目の追加に加え、さらに5項目を追加
「高齢者の家族」・「障がいのある家族」・「慢性的な病気の家族」・
「幼いきょうだい」・「日本語が第一言語でない家族」
- スクリーニング項目を追加したスクリーニングシート、改定したフローチャートに基づき、該当する児童生徒をスクリーニング会議Ⅰで取り上げ、情報共有を行ったうえ、スクリーニング会議Ⅱにおいて、スクールソーシャルワーカー等とともに支援先へのつなぎの検討を行うなど組織的に対応



②サポーター職員による放課後の学習支援やデジタルドリルの活用

教育委員会事務局

- 教員へのヤングケアラーに関する研修の実施：オンデマンド研修（ヤングケアラーの課題と支援について）
- 各学校の学習支援を行うサポーター職員による学習面の支援（放課後等）
- 1人1台学習者用端末によるデジタルドリルを活用した学習面での支援
- ブロック担当の指導主事による各学校におけるヤングケアラー支援についての助言

<参考：これまでのプロジェクトチームの取り組み一覧（概要）>

YC法定義化
(R6.6.12付)

